

特別養護老人ホーム 木津芳梅園 入所（多床室：3割負担）

○多床室料金表（1日当たり）

（本表記載の料金は、あくまで目安として表示する金額で確定金額ではありません）

区 分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護老人福祉施設サービス費		557	625	695	763	829
加算内訳	②日常生活継続支援加算	36	36	36	36	36
	③栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
	④看護体制加算（Ⅰ）	6	6	6	6	6
	⑤看護体制加算（Ⅱ）	13	13	13	13	13
	⑥夜勤職員配置加算	22	22	22	22	22
	⑦口腔衛生管理体制加算	1	1	1	1	1
	⑧処遇改善加算(①～⑦)×8.3%	53	59	65	70	76
⑨合計単位数(①～⑧)		702単位	776単位	852単位	925単位	997単位
⑩介護サービス利用料(⑨×10.27)		7,209円	7,969円	8,750円	9,499円	10,239円
⑪利用者自己負担額(⑩の30%)		2,163円	2,391円	2,625円	2,850円	3,072円
⑫ 居住費に係る自己負担額		1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
⑬ 食費に係る自己負担額		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
・自己負担額（日額）⑪+⑫+⑬		4,863円	5,091円	5,325円	5,550円	5,772円

（注1）介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更額にあわせてご利用者の負担額を変更します。

（注2）居室と食事に係る負担額については、負担限度額認定を受けている場合は認定証記載の負担限度により計算いたします。

○その他の加算額（該当される利用者様のみ加算されます）

加算項目	負担額	内容について
①療養食加算	6単位/回	療養食を提供した場合1食当り6単位加算されます。
②初期加算	30単位/日	入所から1ヶ月間は初期加算として1日当り30単位が加算されます。30日を超える入院後に再び入所された場合にも加算されます。
③外泊・入院加算	246単位/日	入院またはご自宅等に外泊された場合は、1ヶ月に6日を限度に介護サービス費に替え、1日当り246単位が加算されます。
④経口維持加算（Ⅰ）	40単位/月	入所者の経口維持計画を作成し、経口摂取の為の特別な管理を行った場合に加算されます。
⑤経口維持加算（Ⅱ）	10単位/月	上記に歯科医師が加わった場合に加算されます。
⑥看取り介護加算(4日～30日前)	144単位/日	看取り介護で死亡日以前4日以上30日以下に加算されます。
⑦看取り介護加算(前日・前々日)	680単位/日	看取り介護で死亡日前日および前々日に加算されます。
⑧看取り介護加算(当日)	1,280単位/日	看取り介護で死亡日に加算されます。
⑨若年認知症入所者受入加算	120単位/日	若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合に120単位加算されます。

○その他の利用料金について

ご利用内容	金額	備 考
①おやつ代	100円/日	お茶以外の飲み物代および選択おやつ代（1日）
②特別な食事	実費	通常提供される食事以外の食事（酒を含む）
③理容サービス	1,700円	1回（外部理容業者による出張理髪サービス）
④理容サービス（顔剃り）	1,000円	1回（外部理容業者による出張理髪サービス）
⑤貴重品管理	500円/月	施設の指定する金融機関に預け入れている預金(1ヶ月) ※お預りするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
⑥レクリエーション、クラブ費	材料費実費	ご契約者の希望により参加されたレクリエーションやクラブ費用
⑦電気代（持込電化製品あり）	30円/日	持ち込み電化製品1台につき（1日）
⑧外出・外食等特別な行事	実費	
⑨個人使用の特別な器具	実費	
⑩施設サービス提供以外の費用		原則として家族の会に入会して頂きます。会費は別途、家族の会規約によりお支払いいただきます。

○加算による利用料について

1. 日常生活継続支援加算

入所者の介護度の割合、および職員の要資格者（介護福祉士）の割合等が所定の割合を満たす場合に加算されます。

2. 栄養マネジメント加算

常勤の管理栄養士を1名以上配置し、看護師、介護支援専門員等と共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、その計画に従い栄養管理を行っている場合に加算されます。

3. 看護体制加算（Ⅰ）

常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

4. 看護体制加算（Ⅱ）

看護職員の数、最低基準値+1名配置している場合に加算されます。

5. 夜勤職員配置加算（Ⅰ）

夜勤対応介護職員の数が、最低基準値+1名配置している場合に加算されます。

6. 口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師に指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して、利用者の口腔ケアに係る指導等を月1回以上行った場合に加算されます。

【問合せ先】

社会福祉法人 芳梅会 特別養護老人ホーム木津芳梅園

〒619-0211 京都府木津川市鹿背山東大池4-1

電話：0774-72-8246

FAX：0774-72-0153

E-mail：houbai@poem.ocn.ne.jp

当法人は、利用者及びその家族の情報につきましては、個人情報保護法に沿って十分な管理の下で使用しており、情報漏洩のないよう取り扱っています。